

平成23年度科学研究費補助金「新学術領域研究（研究
領域提案型）」に係る審査概況とその検証結果

平成23年7月14日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

はじめに

○ 新規の研究領域

I	審査概況	3
1	応募書類の受付	
2	審査体制	
3	審査方法	
II	「審査概況」に対する検証結果	6
1	「応募書類の受付」について	
2	「審査体制」について	
3	「審査方法」について	
4	昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について	
5	その他	
III	審査に関して寄せられた主な意見等	8

○ 継続の研究領域

I	審査概況	10
1	応募書類の受付	
2	審査体制	
3	審査方法	
II	「審査概況」に対する検証結果	12
1	「応募書類の受付」について	
2	「審査体制」について	
3	「審査方法」について	
4	「審査支援体制」について	
5	昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について	
6	その他	
III	審査に関して寄せられた主な意見等	15
IV	平成22年度設定領域の計画研究の研究代表者の「最先端・次世代研究 開発支援プログラム」実施に伴う組織変更について	15

【参考資料】 17

- 1 平成23年度科学研究費補助金審査機構図
- 2 平成23年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査担当委員会の開催実績
- 3 「新学術領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

はじめに

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、平成 23 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する審査である。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査は、新規の研究領域及びその研究領域を構成する「計画研究」の審査と、継続の研究領域の「計画研究」及び「公募研究」の審査に分けられる。

新規の研究領域については、216 件の応募研究領域が対象である。

また、継続の研究領域については、平成 20 年度に設定された 21 研究領域に係る「計画研究」及び「公募研究」、平成 22 年度に設定された 36 研究領域に係る「公募研究」の応募研究課題が対象である。

(注) 文中に使用する用語は以下のとおり要約し、一般的な呼称等を活用して表記している。

- ・新学術領域研究（研究領域提案型）→「研究領域提案型」
- ・「研究領域提案型」の領域代表者→「領域代表者」
- ・科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会→「審査部会」
- ・「研究領域提案型」に係る応募研究領域 →「研究領域」
- ・「研究領域」を構成する応募研究課題（計画研究・公募研究）に係る応募研究課題 →「研究課題」
- ・応募時に提出する「研究領域」の計画調書 →「領域計画書」
- ・研究課題の研究計画調書 →「計画調書」
- ・「研究領域提案型」（新規の研究領域）の審査を担当する「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」 →「各系委員会」
- ・「研究領域提案型」（新規の研究領域）の審査を担当する「各系委員会」及び「複合領域委員会」の総称 →「各委員会」
- ・「研究領域提案型」（継続の研究領域）の審査を担当する委員会 →「専門委員会」
- ・「各委員会」、「専門委員会」又は審査意見者作成者が行う審査に係る調査（採択候補研究領域・研究課題の選定全般）→「審査」
- ・「各委員会」、「専門委員会」を構成する審査委員 →「評価者」
- ・「評価者」が審査関係資料をもとに個別に行う審査 →「書面審査」
- ・「各委員会」、「専門委員会」が「書面審査」、「ヒアリング」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 →「合議審査」
- ・日本学術振興会「電子申請システム」→「電子申請システム」
- ・平成 23 年度 科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表 →「系・分野・分科・細目表」
- ・科学研究費補助金における評価に関する規程 →「評価規程」
- ・科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 →「審査要綱」
- ・「審査要綱」の「Ⅱ 審査方法 一研究領域提案型 (2) 継続中の研究領域」中、
公募研究の書面審査の際「評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）」
→「定型所見」

○ 新規の研究領域

I 審査概況

1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、次のとおり二段階に分けて提出されている。

- ① 「領域計画書」は、全ての領域代表者（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力）が平成 22 年 11 月 10 日までに提出
- ② 「計画調書」は、ヒアリング対象となった研究領域について、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者が各自作成し、領域代表者が取りまとめて平成 23 年 4 月 21 日までに提出

※「計画調書」の提出期限については、当初 3 月 25 日としていたが、3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による研究機関の被災状況等に鑑み、約 1 ヶ月提出期限を延伸した。

また、領域代表者は、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を「人文・社会（人社）」、「理工」、「生物」、「人社・理工」、「人社・生物」、「理工・生物」、「人社・理工・生物」の中から必ず一つ選択することとしている。

2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り実施した。

また、合議審査に当たっては、前述の「審査を希望する区分」に応じ、次のように担当する委員会を定めている。

審査を希望する区分	委員会
人文・社会（人社）	人文・社会系委員会
理工	理工系委員会
生物	生物系委員会
人社・理工	複合領域委員会
人社・生物	
理工・生物	
人社・理工・生物	

各系委員会は、過去の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して一委員会当たり十数人から二十数人の評価者で構成している。また、複合領域委員会は、「人文・社

会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」の三つの委員会を構成する評価者の中から、それぞれ6人を選定し構成している。

なお、生物系委員会については、昨年度、平成21年度に終了した生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）の特定領域研究に関わっていた研究者から多数の応募が見込まれたため3人を臨時に増員したが、本年度はそのような配慮すべき特段の事情がなかったため、3人を減員し22人とした。

ヒアリング対象研究領域については、関連分野に精通する研究者（評価者以外の者）に対し「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書の作成を依頼している。

3 審査方法

審査は、概ね次の手順で進めている。

① 領域計画書の書面審査（平成22年12月上旬～平成23年1月下旬）

書面審査は、各系委員会を構成する評価者が領域計画書を基に実施している。

この段階では、審査を希望する区分として複数の「系」を選択した研究領域については、選択されたそれぞれの「系」で審査を行っており、各研究領域の書面審査に当たっては、審査基準に基づき「評点」を付すこととしている。

② 合議によるヒアリング対象研究領域の選定（平成23年2月下旬～3月上旬）

ヒアリング対象研究領域は、各委員会を構成する評価者が一堂に会し合議により選定している。

審査を希望する区分として「人文・社会（人社）」、「理工」又は「生物」を選択した研究領域については、それぞれ担当の委員会で書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

審査を希望する区分として複数の「系」を選択した研究領域については、それぞれ担当の委員会で書面審査結果を集計するとともに、複合領域委員会における議論の参考とするため審査意見を集約する。その後、複合領域委員会においては、各系委員会における書面審査結果等を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

なお、ヒアリング対象研究領域数は、各委員会における採択予定件数の倍数程度を目安として選定している。

③ 審査意見書の作成（平成23年5月上旬～下旬）

ヒアリング対象研究領域については、各委員会において採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書を作成している。

審査意見書作成者は、審査要綱の規定において「ヒアリング対象研究領域ごと

に学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者」の中から主査が3人程度の者を選考することとしている。

④ 領域計画書及び計画調書の書面審査（平成23年5月中旬～6月下旬）

各委員会を構成する評価者は、作成された「審査意見書」を参照しながら「領域計画書」及び「計画調書」に係る書面審査を実施している。

この段階の書面審査は、ヒアリングの実施に向け研究領域を構成する各研究課題の「計画調書」の内容の精査に力点を置いたものである。

⑤ ヒアリングの実施（平成23年6月中旬～7月上旬）

各委員会において、評価者が一堂に会し、「領域計画書」、「計画調書」、「審査意見書」及び「プレゼンテーション資料」をもとにヒアリングを実施している。ヒアリングにおいては、各研究領域としての研究内容から研究領域を構成する各研究課題の研究内容に至るまで、様々な観点で質疑が行われる。

また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底するため、領域代表者及び計画研究の研究代表者に係る一定額以上の研究費の受け入れ状況を資料として配付している。

なお、本年度の審査におけるヒアリングの実施日数は、人文・社会系委員会（1日）、理工系委員会（2日）、複合領域委員会（1日）は昨年と同様であったが、生物系委員会については、担当する審査件数が大きく減少したことに伴いヒアリング対象研究領域数も減少したため2日間（昨年は3日）行った。

（参考：科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱（抜粋））

【ヒアリングの進め方（時間配分の目安）】

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

・ 領域代表者等から応募研究領域の説明	15分	} 40分
・ 質疑応答	20分	
・ 審議及びコメントの記載	5分	

⑥ 採択候補研究領域及び採択候補研究課題の選定

各委員会において、ヒアリング終了後、審査結果を踏まえながら合議により採択候補研究領域及び採択候補研究課題を選定している。

今回の採択候補研究領域数は次のとおりである。

委員会	応募件数	採択候補件数
人文・社会系委員会	6件	1件
理工系委員会	86件	8件
生物系委員会	84件	8件
複合領域委員会	40件	3件

II 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

本研究種目では、他の研究種目にはない取り組みとして、応募書類を二段階に分けて提出（最初は「領域計画書」のみを提出し、その後ヒアリング対象研究領域のみが計画研究の計画調書を提出）することとしている。これにより、ヒアリング対象研究領域選定までの評価者の審査負担が軽減され、全体的に効率的な審査が実施できたものと考えられる。

また、応募者側にとっても、ヒアリング対象研究領域に選定された後、計画研究の計画調書を提出することになるため、「領域計画書」の内容と齟齬のない範囲で、最新の研究費の受給状況や業績を記載することができ、さらには、その他記載内容を精査することもできるなどの利点があることから、来年度も引き続き二段階による受付を行っていくことが適当であると考えられる。

2 「審査体制」について

審査は、各委員会において「審査要綱」に則り進められ、採択候補研究領域及び採択候補研究課題が選定された。

各系委員会は、過去の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して一委員会当たり十数人から二十数人の評価者で構成しており、多様な応募内容に適切に対応する観点で概ね妥当な体制であったと考えられる。

また、複合領域委員会は、各系委員会を構成する評価者の中から、それぞれ6人を選定し構成しており、書面審査結果とともに各系委員会における審査意見の内容も踏まえて合議を行うなど、多様な応募内容について適切に対応する観点でも概ね妥当な体制であったと考えられる。ただし、複合領域委員会の評価者は、各系委員会の合議審査に加え複合領域委員会担当分の合議審査も行う必要があり、将来的には、負担軽減につながる方途も検討していくことが求められる。

3 「審査方法」について

各委員会による審査は、「書面、ヒアリングによる審査」→「結果集計」→「集計結果を踏まえ全体合議」と進められている。

特に、ヒアリングにおいては、領域代表者からの説明後、研究内容に関する質問はもとより、当該領域設定の必要性や計画研究・公募研究の果たす役割、若手研究者育成への取組等、様々な観点から質疑応答が行われ、その後の審議においては担当委員を中心に忌憚ない意見交換が行われた上で各評価者が評点を付しており、各研究領域について十分な議論が行われていると考えられる。

このように、審査は、各委員会における議論を経て最終的には全体合議により決定することとしており、仮に、評価者の専門分野が当該研究領域のテーマとかなり離れているため評価が難しい場合であっても、現在の審査手順により審査を進めることで特段問題になることはないと考えられる。

なお、「領域計画書」の書面審査及び「審査意見書」の作成については、「電子申請システム」を活用して審査結果を登録することとしている。これにより、評価者の負担が軽減されているため、今後も更に評価者にとって利用しやすいシステムとなるよう改善を図っていくことが求められる。

4 昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について

昨年度、評価者から寄せられた意見等については、今回の審査において次のように対応し改善を図っている。

(1) 評価者の選考等について

(意見等)

同一年度に日本学術振興会の審査委員を依頼されることもあり、文部科学省の科研費の評価者との重複について何らかの対応をとれないか。

(対応)

評価者の選考会資料として、日本学術振興会の審査委員との重複状況を示した資料を新たに配付し、特定の研究者に過度の負担がかからないよう重複の状況を確認し選考を行うこととした。

(意見等)

審査意見書作成者の評価が大きく割れているケースがある。審査意見書作成書について、応募者からこの研究者は避けて欲しいという希望を聞くことはできないか。

(対応)

領域代表者が提出する領域計画書に、審査意見書作成者として避けて欲しいと思われる研究者がいる場合には、当該研究者の所属職氏名・理由等を記載することができるよう新たな欄を設け、当該研究者については審査意見書作成者として選考しないこととした。

(2) 審査方法等について

(意見等)

計画研究では基盤研究(S)クラスの研究費が措置されることも多いので、計画研究の各研究課題についてもっと丁寧な審査を行う必要があるのではないか。

(対応)

各委員会の評価者が、ヒアリングの実施前に行う計画研究の書面審査において、明らかに問題点等があり「不採択にすべき」と思われる計画研究があった場合には、その理由を評価記入票に記載させ、当該計画研究については、ヒアリングの際にその必要性等について質問することとした。

各委員会におけるヒアリングの際には、事前の書面審査において問題点等が指摘された計画研究については、領域代表者等にその必要性等を確認し、その結果を踏まえ、計画研究の採否や研究経費の査定等について決定することとした。

5 その他

これまで、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しているが、新たに各委員会の評価者が、ヒアリング実施前に行う計画研究の書面審査の際にも確認を行い、その可能性がある指摘された計画研究については、ヒアリングの際に領域代表者等に確認することとし、その充実を図った。

Ⅲ 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

- 領域全体の評価と個別計画の班員の評価を別々に行い、個々の班員で、ある点数より低い場合には、審査結果をフィードバックできるようにすべきではないか。
- 書面審査の結果について、研究計画の水準に照らしてみると、非常に支持的なもの、そうでないものが顕在化しており、書面審査委員の公平な人選が必要ではないかと感じた。

- 書面審査を経てヒアリングに進んだ研究領域の外部評価において、3名全員がB又はCとしたことはショックだった。つまり、外部評価委員はより専門に近いであろうと思われるので、書面審査の限界を明示しているように感じた。
- 審査資料が見直され、審査委員本人の事前審査コメントが審査の際に確認できるようになったことは大変良かった。ヒアリング審査の際に、大いに役立った。

○ 継続の研究領域

I 審査概況

1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、平成 22 年 11 月 10 日までに計画調書の提出（送信）が完了したものを受理している。

受理した計画調書については、応募情報を電算処理した上で同年 12 月上旬までに、審査資料として印刷、製本等を行っている。

なお、応募情報を電算処理した結果、重複応募の制限に抵触するなど、審査対象から除外しなければならない応募研究課題はなかった。

2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる専門委員会において、「評価規程」及び「審査要綱」に則り実施した。

専門委員会は、研究領域ごとに設置しており 8 人の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等）も一部参加している。

3 審査方法

(1) 書面審査の手順

書面審査は 12 月上旬から開始され、全ての研究課題について 3 人による審査が行われるようにしており、審査は 1 月 24 日までに終了することとしている。

なお、評価者は利害関係者に該当する研究課題があった場合には、12 月 16 日までに申し出ることとしており、当該研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者が審査を行うこととしている。

(2) 書面審査の状況

「計画研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、「可：採択すべき」又は「採択すべきでない」の評価を 3 人の評価者がそれぞれ実施した。

「公募研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、4 項目の「評定要素」（「研究目的の独創性、妥当性」ほか）ごとに 4 段階の評点を付すとともに、「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について 3 段階の評点を付すこととしている。更に、それらの評価結果に基づき「総合評点」について 5 段階の評点を付すこととしている。この評価は 3 人の評価者がそれぞれ

れ実施した。

また、あらかじめ領域代表者が作成した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」(必要に応じA4判1枚以内で作成。)を参考資料として配付している。今回は、「公募研究」の審査が行われた57研究領域のうち47研究領域の領域代表者から本資料の提出があった。

なお、この資料には公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

【記載することができない内容】

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利(不利)に評価することを促すような内容。
(なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。)
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。
(なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。)
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

また、書面審査時に「定型所見」を選択することとしているが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

(3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施しており、平成23年2月14日から3月14日までの間に各専門委員会で行った。

合議審査は、「計画研究」→「公募研究」の順に行われる。

「計画研究」は、研究領域外の評価者により合議審査を行うため、研究領域を構成する研究者(領域代表者等)は退席し審査に加わらない。

「公募研究」は、基本的に評価者全員で行うが、利害関係者に該当する研究課題の審査に当該評価者は加わらないこととしている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定件数」をもとに審査しているが、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択することはなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論を行った上で、最終的に採択候補研究課題及び配分額を決定した。

なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しており、応募件数4,270件のうち、不合理な重複や過度の集中に該当する可能性があるとして評価者から指摘があったのは266件であったが、審議の結果、不合理な重複や過度の集中を理由として不採択とされた研究課題はなかった。

II 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

応募書類の受付については、電子申請システムを活用して行っており、研究機関にとっては応募書類の提出に伴う事務手続きの簡素化、文部科学省にとっては審査資料の作成等の効率化に資するものであり、今後も電子申請システムの改善等に努めることが必要である。

2 「審査体制」について

平成 23 年度審査は、昨年度に引き続き、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り審査を実施した。

専門委員会の開催に当たり、あらかじめ各評価者が行う書面審査の結果については、「電子申請システム」を通じて入力するシステムを活用しているが、結果の集計から合議審査のための資料作成が効率的に行われたこと、特定領域研究と同様、「公募研究に係る定型所見」の開示が可能になっていることなどを踏まえると、効率的、効果的な審査の実施につながっていると考えられる。

今後も若手研究者を評価者として積極的に登用することを考慮すべきである。若手の頃から科研費の審査に評価者として参加する経験は、自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に触れる良い機会になるものである。また、審査の大変さを理解する上でも大変意義がある。特に、専門委員会は、研究分野の近い比較的少人数で構成され、書面審査と合議審査を経験することができるため、若手が科研費の審査を経験する場として相応しいと考えられる。ここでの経験が将来的に大型の研究費の評価者として相応しい能力を身につける上で大いに役立つと考えられる。ただし、若手が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時における司会役の評価者を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。

3 「審査方法」について

専門委員会における審査は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと考えられる。あらかじめ領域代表者が作成し、書面審査の際に評価者に配付した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」は、審査の効率的、効果的な実施に役立っていると考えられる。

また、平成 20 年度に設定された研究領域については、計画研究の研究代表者が提出した研究計画調書の内容が、昨年実施した中間評価の結果を踏まえたものとなっているかを、各委員会の担当委員 2 人が確認し審査意見書を作成することとした。この審査意見書については、専門委員会における計画研究の審査の際に活用されて

おり、中間評価の結果を審査に活かす仕組みを構築したことで審査の充実が図られたと考えられる。

4 「審査支援体制」について

昨年度は、平成 21 年度に設定した 21 領域の公募研究の審査を実施したが、今年度は、平成 20 年度に設定した 21 領域の計画研究及び公募研究の審査と、平成 22 年度に設定した 36 領域の公募研究の審査を実施した。

今年度は、昨年度の 21 領域に対して約 3 倍の 57 領域の専門委員会を開催する必要があったことから、事前の評価者の選考、評価者の委嘱手続き、委員会開催のための評価者との連絡調整、審査資料の準備等、多くの審査関連業務があったが、予定どおりに専門委員会を開催し審査を終了できたことは、事務局の不断の努力によるものと考えられる。

5 昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について

昨年度、評価者から寄せられた意見等については、今回の審査において次のように対応し改善を図っている。

(1) 審査方法等について

(意見等)

現行の新学術領域研究における審査制度では、評点「5」のみ審査意見が必須となっているが、すべての研究課題について審査意見を必須とすることも検討すべきではないか。

(対応)

継続の研究領域の審査は、事前の書面審査を行った評価者が、後日集まり合議審査を行うことから、必ずしも事前にすべての研究課題について審査意見を付さなくても、合議審査の際に事前審査についての意見を求めることが可能である。このため、審査意見を付すことによる評価者の負担増にも鑑み、すべての研究課題について審査意見を付すことを義務化するのではなく、評点「4」以下の場合であっても強調すべき点があれば可能な限り審査意見を記述するよう評価規程を改正し、審査の充実を図った。

(意見等)

書面審査では電子申請システムを使用しているが、タイムアウトの時間（30分）が短いのでもう少し長くして欲しい。

(対応)

タイムアウトの時間を昨年度の倍の 60 分にした。これにより評価者からの要望に十分応えることができた。

(2) 不合理な重複等の確認について

(意見等)

不合理な重複や過度の集中に該当する可能性があるか否かは、事前の書面審査の際に確認するようにはどうか。

(対応)

事前の書面審査の際にも確認をしていただき、その結果をあらかじめ事務局で取りまとめ、合議審査の際に、採択候補研究課題について再度不合理な重複等に該当しないかを確認する方法に変更したことで、合議審査を更に効率的かつ円滑に進めることができるようになった。

(3) 補欠研究課題の選定について

(意見等)

公募研究が採択されても、後日、他の新規研究領域の計画研究が採択されると、公募研究を辞退することになるので、辞退する可能性がある場合には、補欠研究課題を採択できるようにして欲しい。

(対応)

他の科研費との重複受給制限により年度途中で廃止される可能性がある公募研究を採択する場合には、補欠研究課題を選定することができるように変更した。補欠研究課題を選定することで評査者の負担は多少増えているが、採択候補研究課題の選定過程において、補欠研究課題の絞込も行うことができ、選定すべき補欠研究課題数も限られていることから、大きな負担にはなっていないと考えられる。補欠研究課題を選定できるようになったことについては、多くの評価者から好意的に受け止められた。

また、審査の結果、公募研究全体の配分額が、領域設定時の公募研究全体の配分額を下回った場合等において追加採択ができるよう、見込採択率が20%未満の研究領域においては、補欠研究課題を選定できることとしたことにより、最終的に公募研究全体の採択率の向上を図ることができた。

6 その他

公募研究については、「定型所見」による審査結果の開示を行っている。このシステムは、審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけ軽減しつつ、可能な範囲で開示の充実を図るためのものであるが、審査の改善にも少なからず効果があると判断する。引き続き実施していくことが必要である。

一方、「定型所見」を超える審査結果所見の開示については、現状においてはかなり難しい問題がある。具体的な審査結果所見の開示を今後実現させるためには、書面審査時に評価者が作成する自由記述所見を活用していくことが考えられるが、自由記述所見は、現在、各評価者が任意で記入することとしており評価者により記入内容に差がある。今後、個々の評価者のコメントをもとに専門委員会としての所見

を作成することについては、評価者への負担の度合等を考慮しながら慎重に検討していく必要がある。

Ⅲ 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

○計画研究の審査結果の所見を領域代表者に通知するようにはどうか。評価の充実になる。その所見については、事後評価にも活用することが可能となる。

○評点、審査意見については、どの評価者が付したものであるかを審査資料に明示してはどうか。(評価者から、自分の審査意見が分かるような資料を準備して欲しいとの要望もあった)

○審査意見欄には、もっと審査意見を記載させるべきではないか。ネガティブな評価である「2」を付した場合には審査意見を付すことを義務付けてはどうか。

○初めて科研費の審査に参加した者も多く、これらの研究者からは、「科研費の審査が公平に行われていることが理解できた」、「大変よい経験になった」など審査に参加できたことを好意的に受け止める意見が多数寄せられた。

Ⅳ 平成22年度設定領域の計画研究の研究代表者の「最先端・次世代研究開発支援プログラム」実施に伴う組織変更について

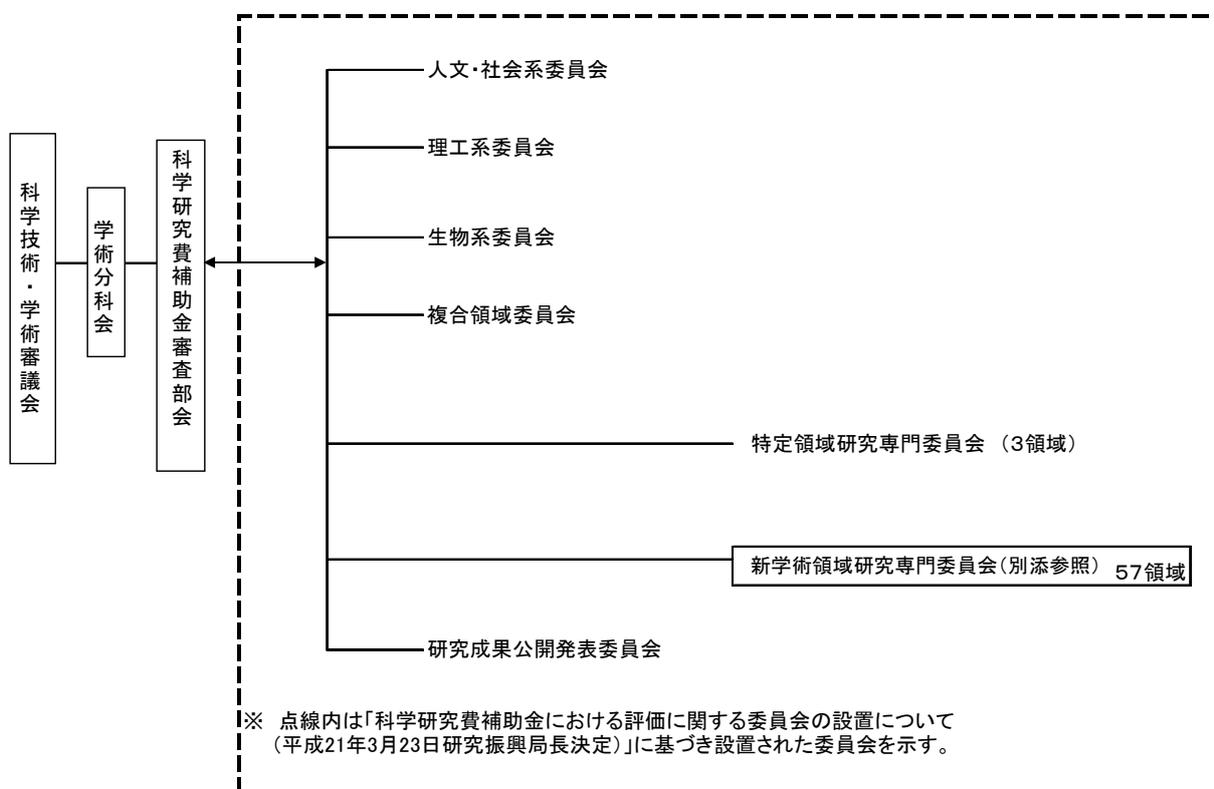
最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下、「最先端プログラム」という。)に採択された研究者が最先端プログラムの研究を実施する場合には、平成23年度以降他の競争的資金を受けることができないとされている。これにより「新学術領域研究(研究領域提案型)」の平成22年度設定領域の計画研究の代表者が最先端プログラムに採択され、最先端プログラムの研究を実施する場合は、平成23年度から領域の研究を行うことができなくなることから、当該領域の運営に支障を来すことになる。

そのため、平成23年2月4日開催の審査部会において、領域代表者が当該計画研究について別の者を研究代表者として研究の継続を希望する場合には、研究計画調書等を提出させ、各委員会におけるヒアリングによる検討結果を踏まえた上で、組織変更の可否及び研究経費について審議・決定することとした。

組織変更を希望する6領域10課題について各委員会(人文・社会系委員会を除く。)

においてヒアリングを行い、当該検討結果を踏まえて、審査部会において組織変更の可否及び研究経費について審議・決定した。

平成23年度科学研究費補助金審査機構図



別添「新学術領域研究」専門委員会 57領域

比較地域大國論専門委員会	メタマテリアル専門委員会	血管と神経専門委員会
交替劇専門委員会	RNA 制御学専門委員会	大脳新皮質構築専門委員会
重い電子の秩序化専門委員会	ロジスティクス専門委員会	再生原理専門委員会
中性子地球科学専門委員会	遺伝情報場専門委員会	染色体適応専門委員会
動的相関光科学専門委員会	分子行動学専門委員会	食欲脂肪蓄積制御専門委員会
素核宇宙融合専門委員会	配偶子制御専門委員会	秩序形成ロジック専門委員会
ソフト界面専門委員会	活性酸素シグナル専門委員会	複合適応形質進化専門委員会
揺らぎと生体機能専門委員会	シナプス病態専門委員会	脳疾患ゲノム情報専門委員会
π 空間専門委員会	動く細胞と秩序専門委員会	癌幹細胞専門委員会
海底下の大河専門委員会	がん微小環境専門委員会	ゲノム普遍的制御専門委員会
新分子物質科学専門委員会	蛍光生体イメージ専門委員会	性差専門委員会
分子ナノ創発化学専門委員会	発がんスパイラル専門委員会	HLA進化と疾病専門委員会
バルクナノメタル専門委員会	メゾ神経回路専門委員会	水とATP専門委員会
トポロジカル量子専門委員会	脂質マシナリー専門委員会	顔認知専門委員会
物質デザイン専門委員会	修飾シグナル病専門委員会	粒子人間植物影響専門委員会
分子活性化専門委員会	細胞運命制御専門委員会	サンゴ礁学専門委員会
中緯度海洋と気候専門委員会	植物の環境突破力専門委員会	システムがん専門委員会
融合マテリアル専門委員会	植物環境感覚専門委員会	質感脳情報学専門委員会
生合成マシナリー専門委員会	構造細胞生物学専門委員会	多階層生体機能学専門委員会

平成 23 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査担当委員会の開催実績

○ 新規の研究領域の審査に係る各委員会の開催実績

委員会名	開催日	内 容	応募件数
人文・社会系委員会	2月21日	ヒアリング対象研究領域の選定	6
	6月30日	採択候補研究領域等の選定	
理工系委員会	2月22日	ヒアリング対象研究領域の選定	86
	7月4・5日	採択候補研究領域等の選定	
生物系委員会	2月24日	ヒアリング対象研究領域の選定	84
	6月20・21日	採択候補研究領域等の選定	
複合領域委員会	3月2日	ヒアリング対象研究領域の選定	40
	7月7日	採択候補研究領域等の選定	

○ 継続の研究領域の審査に係る各専門委員会の開催実績

専門委員会名	領域 番号	開催日	応募件数
「ロジスティクス」専門委員会	3002	平成23年2月14日(月)	152
「再生原理」専門委員会	3215	平成23年2月14日(月)	26
「水和とATP」専門委員会	4001	平成23年2月14日(月)	52
「分子活性化」専門委員会	2204	平成23年2月15日(火)	203
「融合マテリアル」専門委員会	2206	平成23年2月15日(火)	143
「修飾シグナル病」専門委員会	3208	平成23年2月15日(火)	153
「食欲脂肪蓄積制御」専門委員会	3217	平成23年2月15日(火)	123
「 π 空間」専門委員会	2007	平成23年2月16日(水)	126
「植物の環境突破力」専門委員会	3210	平成23年2月16日(水)	98
「顔認知」専門委員会	4002	平成23年2月16日(水)	74
「血管と神経」専門委員会	3213	平成23年2月17日(木)	58
「複合適応形質進化」専門委員会	3219	平成23年2月17日(木)	44
「ゲノム普遍的制御」専門委員会	3222	平成23年2月17日(木)	84

「揺らぎと生体機能」専門委員会	2006	平成23年2月18日(金)	156
「秩序形成ロジック」専門委員会	3218	平成23年2月18日(金)	26
「海底下の大河」専門委員会	2008	平成23年2月21日(月)	10
「蛍光生体イメージ」専門委員会	3204	平成23年2月21日(月)	89
「質感脳情報学」専門委員会	4202	平成23年2月21日(月)	71
「分子行動学」専門委員会	3004	平成23年2月22日(火)	79
「脂質マシナリー」専門委員会	3207	平成23年2月22日(火)	92
「性差」専門委員会	3223	平成23年2月22日(火)	33
「中緯度海洋と気候」専門委員会	2205	平成23年2月23日(水)	12
「染色体適応」専門委員会	3216	平成23年2月23日(水)	30
「粒子人間植物影響」専門委員会	4003	平成23年2月23日(水)	31
「生合成マシナリー」専門委員会	2207	平成23年2月24日(木)	112
「植物環境感覚」専門委員会	3211	平成23年2月25日(金)	101
「ソフト界面」専門委員会	2005	平成23年2月28日(月)	146
「分子ナノ創発化学」専門委員会	2010	平成23年2月28日(月)	100
「HLA進化と疾病」専門委員会	3224	平成23年2月28日(月)	22
「新分子物質科学」専門委員会	2009	平成23年3月10日(木)	89
「配偶子制御」専門委員会	3005	平成23年3月10日(木)	28
「メゾ神経回路」専門委員会	3206	平成23年3月10日(木)	80
「交替劇」専門委員会	1201	平成23年3月11日(金)	18
「動く細胞と秩序」専門委員会	3202	平成23年3月11日(金)	160
「大脳新皮質構築」専門委員会	3214	平成23年3月14日(月)	69
「システムがん」専門委員会	4201	平成23年3月14日(月)	19
「動的相関光科学」専門委員会	2003	平成23年3月1日(火)	67
「構造細胞生物学」専門委員会	3212	平成23年3月1日(火)	74
「癌幹細胞」専門委員会	3221	平成23年3月1日(火)	67

「メタマテリアル」専門委員会	2208	平成23年3月3日(木)	29
「RNA 制御学」専門委員会	3001	平成23年3月3日(木)	117
「シナプス病態」専門委員会	3201	平成23年3月3日(木)	144
「脳疾患ゲノム情報」専門委員会	3220	平成23年3月3日(木)	12
「重い電子の秩序化」専門委員会	2001	平成23年3月4日(金)	71
「発がんスパイラル」専門委員会	3205	平成23年3月4日(金)	63
「細胞運命制御」専門委員会	3209	平成23年3月4日(金)	155
「多階層生体機能学」専門委員会	4203	平成23年3月4日(金)	39
「中性子地球科学」専門委員会	2002	平成23年3月7日(月)	18
「遺伝情報場」専門委員会	3003	平成23年3月7日(月)	79
「サンゴ礁学」専門委員会	4004	平成23年3月7日(月)	14
「比較地域大国論」専門委員会	1001	平成23年3月8日(火)	10
「トポロジカル量子」専門委員会	2202	平成23年3月8日(火)	50
「がん微小環境」専門委員会	3203	平成23年3月8日(火)	132
「素核宇宙融合」専門委員会	2004	平成23年3月9日(水)	39
「バルクナノメタル」専門委員会	2201	平成23年3月9日(水)	43
「物質デザイン」専門委員会	2203	平成23年3月9日(水)	31
「活性酸素シグナル」専門委員会	3006	平成23年3月9日(水)	107

「新学術領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

(1) 専門委員会に評価者を配置

「〇△研究領域専門委員会」(8人)
(研究領域内評価者) A、B、C
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H



(2) 各評価者が書面審査を実施

当該研究領域に応募のあった研究課題ごとに3人の評価者を割り振る。割り振りにあたっては、評価者の専門性、審査担当件数等を考慮しながら行い、「利害関係者」の申し出があった場合には、他の評価者に割り振りを変更する。

全ての研究課題について、3人ずつで書面審査（評点等）を実施。

【評価者への研究項目ごとの割り振り例】

(研究領域内評価者)	A	→	(研究項目) A01、A04	(計75件)
	B	→	A02	(計35件)
	C	→	A03	(計40件)
(研究領域外評価者)	D	→	※計画研究、A01、A03	(計80件)
	E	→	A01、A02	(計75件)
※計画研究は研究領域外の評価者のみで審査	F	→	※計画研究、A03	(計50件)
	G	→	A02、A04	(計80件)
	H	→	※計画研究、A04	(計55件)



(3) 書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議審査を実施

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議により採択候補研究課題を決定。

「〇△研究領域専門委員会」(8人)						
(研究領域内評価者) A、B、C ← 計画研究の合議審査時は退席。						
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H ← うち1人が司会役。						
(集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ (評点部分のみ))						
	評定要素					研究概要
	(a)	(b)	(c)	(d)	総合評点	との整合性
応募者L (研究課題名)	344	344	344	444	445	◎◎◎
応募者M (研究課題名)	343	333	443	432	443	○△△
応募者N (研究課題名)	332	333	233	332	332	○○△

